

令和2年度

第5回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月30日（金）午後1時25分～午後2時05分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について
5. 臨席者
6. 事務局 神義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席7番 泉 信之 議席8番 相澤和幸

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第5回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しいなか、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。農作業の方も最終段階ですが、最近天気が安定せずご苦労されていることと思います。先程、局長の方からコロナ関係の話があったんですが、ここに来て道内、感染が拡大傾向にありますし、十勝管内でも、ぽつぽつと感染者が出ている状況です。そんな中で私たちが生活をするのに、色々と制約がありご苦労されていることと思います。農業委員会の方でも、色々と行事も中止となって制限もあるなかで、今月、皆さんには農地パトロールに参加して頂き、また、新人の方には池田町で新任研修に参加して頂き、ありがとうございました。</p> <p>本日の総会ですが、案件が若干少ないですが、早速、総会資料に従って総会の方を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号7番、泉 信之 委員、8番 相澤 和幸 委員にお願いしたいと思ひします。</p> <p>それでは、経過報告等を事務局からお願い致します。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等について、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>

<p>係 長</p>	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については長節 番 ほか 1 筆、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は m²、調査地目は原野です。土地所有者は帯広市愛国町基線 - さん、申請者は帯広市西 条南 - 。申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は 2 ページに添付していますので確認をお願いします。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 10 月 15 日に現地調査を実施しております。長節地区の案件でございますので私のほうから説明させていただきます。</p> <p>この土地なんですけれども、かつては放牧地だった山です。四、五年前に、が豚の肥育のため、豚舎を建設しまして、その方が倉庫を建てたいということで、今回、 さんから分筆して、そこに建物を建設するという事です。場所としては、山ですのでこれから、農地として利用することにもなりませんし、木も生えております。そこを一部購入して倉庫を建設するという事ですので、問題無いと言う事で現地調査をして来ました。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、番号 1 番から 4 番まで、すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは番号 1 番から番号 4 番は、全て基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件となります。</p> <p>まず、番号 1 番から番号 3 番の設定を受けていた方は二宮 番地 さん、番号 1 番の設定をしていた方は二宮 番地 さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>続いて番号 2 番の設定をしていた方は帯広市西 条南 丁目 の</p>

	<p>さんで、土地については記載のとおりです。</p> <p>続いて番号3番の設定をしていた方は二宮 番地 さんで、土地につきましましては記載のとおりとなっています。いずれも賃借人の さんが後継者に経営移譲を行うため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和2年9月28日です。</p> <p>続いて番号4番の設定を受けていた方は、十弗 番地 さん、設定をしていた方は礼文内 番地 さんで、土地については、記載のとおりです。賃借人の さんが経営規模縮小のため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和2年9月28日となっています。</p> <p>以上で説明を終わらせて頂きます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書5ページになります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは番号1番です。譲渡人は二宮 番地 さん、譲受人は、二宮 番地 さんで、土地につきましましては二宮 番地 ほか42筆で、公簿は畑、雑種地、宅地、牧場及び山林、現況は畑で面積は合計㎡です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。なお、7ページ、9ページ、12ページに位置図を、いずれも斜線で表示している部分が対象地となります。また、求積図を8ページ、10ページ、11ページ、13ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10月15日に現地調査を実施しております。地元委員であります遠藤代理の方か</p>

委員	<p>らご説明お願いしたいと思います。</p> <p>はい1番です。只今、事務局の方から詳細に説明があったとおりでして、親子間の経営移譲によるものでして、農地の方も適正に使用されております。何ら問題ありませんので、審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、遠藤代理の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書14ページになります。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは番号1番です、申請人は長節 番地、土地は長節 番地 の内で、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、転用区分は永久転用です。転用の理由は乾乳牛舎を建設するための敷地に利用するものです。</p> <p>転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっています。</p> <p>続いて審査内容ですが15ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。事業費は 千円で資金借入と一部自己資金なっています。工期は許可の日から令和3年12月31日まで、申請面積の内 m²が建築・構築物敷地、 m²が作業通路等敷地となっています。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われまます。16ページから20ページに位置図、求積図、配置図、立面図を添付していますので、ご確認をお願いします。</p> <p>なお、本件につきましては3,000 m²を超える案件であることから、本総会で許可相当と判断されたのち、北海道農業会議に意見聴取し、回答を得てからの許可となることを申し添えます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10月15日に現地調査を実施しております。長節地区の案件でございますので私</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>のほうから説明させていただきたいと思います。</p> <p>この、分筆された土地なんですけれども、8月の総会時に さんが、以前から賃貸を結んでいた、 さんから土地を購入した場所です。そこを一部、既存の施設に近く道路を挟んで、利便性の良いこの土地に牛舎を建設するというので、牧草地の使い勝手もかわりなく利便性も良いということで問題無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 21 ページになります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題とします。関連がありますので「番号 1 番、番号 2 番」を一括して事務局説明願います。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは、番号 1 番、番号 2 番の利用権の設定をする方は礼文内 番地 さん、番号 1 番の利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さんです。土地については、礼文内 番地ほか 4 筆、地目は公簿畑及び雑種地、現況は畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 2 年 11 月 4 日公告の日から終期は令和 7 年 11 月 30 日までとなっています。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 23 ページに添付してございますので、こちらで確認下さい。</p> <p>続いて、番号 2 番の設定を受ける方は十弗 番地 さん、土地については、礼文内 番地ほか 5 筆、地目は公簿、現況共に畑で面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 2 年 11 月 4 日公告の日から終期は令和 7 年 11 月 30 日までとなっています。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。位置図は 24 ページに添付してございますので、こちらで確認下さい。</p>
---	---

	<p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても10月15日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には遠藤代理がなっておりますので、遠藤代理の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい1番です。只今、事務局の方から説明があったとおりです。議案第2号でありました、〇〇さんと〇〇さんの合意解約の案件でして、地域で十分話し合われて、〇〇さん、〇〇さんということになって、地域でも問題無いということでございますので、ご審議の程よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、遠藤代理の方からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書25ページになります。議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございますので「番号1番、番号2番」を事務局説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>はい。議案第6号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えますので、その点をご留意頂き、ご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは、番号1番、番号2番の利用権の設定を受ける方は、二宮〇〇番地〇〇さんです。</p> <p>番号1番の設定を行う方は二宮〇〇番地〇〇さん、土地については二宮〇〇番地ほか6筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和2年11月4日公告の日から終期は令和12年11月30日です。借賃は年額〇〇円、10a当たり〇〇円で、支払方法は記載のとおりとなっております。9ページ、12ページに位置図を添付してございます。いずれも波線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>続いて番号2番の設定を行う方は帯広市西〇〇条南〇〇丁目の</p>

	<p>さん、土地については二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和2年11月4日公告の日から終期は令和7年11月30日です。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。9ページに位置図を添付してございます。こちら細い斜線で表示した部分が本案件の申請地となります。</p> <p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、本件は経営移譲に関する案件でございまして、利用権の設定を受ける者が父親の さんから息子さんの さんとなる以外、契約内容に変更が無いことから、前回第4回の総会の時に皆さんに協議して頂いたとおり更新扱いとさせていただきます。10月23日実施の農地利用状況調査で農地確認を行っておりますので、地元委員であります遠藤代理からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい1番です。只今、事務局並びに会長から説明があった通りでして、経営移譲による案件でして、今までと契約内容全く変わりありませんので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>はい。只今、遠藤代理からご説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号3番」の案件ですけれども、遠藤代理に係る案件ですので、遠藤代理には退席をお願いしたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(遠藤代理退席する。)</p>
議 長	<p>はい、それでは再開します。事務局「番号3番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>番号3番をご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さん、設定を行う方は二宮 3354 番地 さんです。土地については二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は10年間、始期は令和2年11月4日公告の日から終期は令和12年11月30日です。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。位置図は、9ページに添付してございます。水玉模様で表示した部分が本案件の申請地となります。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で番号 3 番の説明を終わります。</p> <p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、本件についても経営移譲に関する案件でして、 さんから、 さんに代わる以外は契約内容に変更が無いことから更新扱いとさせていただきます。10 月 23 日実施の農地利用状況調査で農地確認を行っております。地元委員であります遠藤代理の案件ですので、根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい 4 番です。内容の方は、事務局から説明があった通りでして、経営移譲による案件でして、他の案件と同様に同じ条件での契約で、別に問題無いと思いますので、よろしく、ご審議の程お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、根本委員からご説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(遠藤代理帰席する。)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。遠藤代理に申し上げますが、「番号 3 番」につきましては原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。続きまして議案書 27 ページになります。議案第 7 号「農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見について」を議題とします。関連がございますので「番号 1 番、番号 2 番」を事務局説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 7 号 農用地利用配分計画(案)の作成に関する意見についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、豊頃町より意見を求められた下記の農用地利用配分計画(案)についてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農地中間管理事業に基づき、農業公社が中間管理権を取得した農地について、借入れしていた農業者の経営移譲に伴い、その権利を後継者に移転することを目的に農用地利用配分計画(案)を定めるものであり、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び事業規程に適合し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項に規定する農用地利用配分計画内容の各認可要件を満たしていると考えます。</p> <p>番号 1 番、番号 2 番の利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん。利用権の設定を行う方は、札幌市中央区北 条西 丁目 番地</p>

	<p>です。</p> <p>番号1番の土地につきましては礼文内 番地の内ほか2筆、地目は公簿、原野及び畑、現況は畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は、賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和2年12月17日公告の日から終期は令和7年12月1日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。こちら29ページに位置図を添付してごさいます。波線で表示した土地が本件の対象地です。</p> <p>続いて番号2番の土地につきましては礼文内 番地 ほか2筆、地目、現況は共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は4年間、始期は令和2年12月17日公告の日から終期は令和6年12月2日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。こちら29ページに位置図を添付してごさいます。こちらは斜線で表示した土地が本件の対象地です。</p> <p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては9月15日に現地調査を行っております。</p> <p>この案件なんですけれども、本来であれば、合意解約をして設定をし直すのが筋なんですけれども、親子間での権利移譲ということですので、 等にも確認した結果、息子さんの さんに継承され、残りの期間(終期)についても変更ないということで、問題無いということを確認して。この様な方法で作成をすることになりました。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ごさいませんか。</p> <p>委 員 ありません。</p> <p>議 長 はい。無いということでごさいますので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項等があります。</p> <p>局 長 (要旨) はい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先月協議した、7月豪雨災害義援金については、送金をさせて頂きましたのでお知らせいたします。 2 また、町共同募金について、今月の報酬から天引きさせて頂きました。領収書とピンバッチをお配りいたしました。 3 委員互助会の忘年会については、松崎互助会長、井下会長、遠藤代理と協議し、12月18日(金)会場を として予約しました。
--	---

	<p>詳細については、来月総会でお知らせします。また、欠席については、分かり次第、事務局へご連絡下さい。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>局長の説明に皆さんから、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
局 長	<p>はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p>
議 長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>みなさんのご協力を頂きまして、本日の総会も予定しておりました、議案書、協議事項等々、終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>今年も、後2か月を残す時期となりました、先程申しました様に、農作業も残すところ数日というところまで来ていると思います。昨日も「農協だより」の方で農作業事故等の注意FAXが流れていました。隣町の浦幌町でも死亡事故が発生しています。夕方暗くなるのも早くなりますが、農作業事故等には十分注意されまして収穫作業等に励んで頂きたいと思います。</p> <p>コロナ関係で、インフルエンザ予防接種の方も、できるだけ委員の皆さんに接種して頂きたいと思います。</p> <p>また、来月は先程局長も申しました通り、11月は現地調査・調整会議も2日間に渡ってあります。また、総会の方も休憩を挟んで長い総会になると思いますので、来月も、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>本日は、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>